

## 週休2日制促進工事における経費補正等基準（森林土木編）

令和5年6月

茨城県農林水産部林業課

茨城県農林水産部が発注する週休2日制促進工事の施行要領（以下「要領」という。）第5条に規定する「別に定める経費補正等基準」のうち、森林土木工事に係るものについては下記のとおりとする。

### 記

#### 1 本基準の対象

森林整備保全事業標準歩掛等に基づき予定価格を算定のうえ、農林水産部が発注する森林土木工事のうち週休2日制促進工事を対象とする。

#### 2 発注方式

発注者指定方式により発注することを原則とするが、現場条件等からこれにより難しい場合は受注者希望方式で発注することができる。

#### 3 経費補正等の実施について

##### （1）発注者指定型の場合

- ・当初発注の起工額算定において、4による経費補正を実施する。
- ・現場閉所日確保率の実績が100%未満となった場合は、4による経費補正は行わない。

##### （2）受注者希望型の場合

- ・契約後の受発注者協議により週休2日での施工が決定した場合、4による経費補正等を設計変更時に実施する。
- ・現場閉所日確保率の実績が100%未満となった場合は、4による経費補正は行わない。

#### 4 経費補正等の基準

##### （1）経費補正係数

ア 経費補正は、以下の表による。なお、市場単価方式による積算にあたっては、現場閉所日確保率に応じて、別紙に示す補正係数を乗じるものとする。

| 現場閉所日確保率（100%以上） | 補正係数     |           |
|------------------|----------|-----------|
|                  | 通期の4週8休制 | 月単位の4週8休制 |
| 労務費に対する補正係数      | 1.02     | 1.04      |
| 機械経費（賃料）に対する補正係数 | 1.02     | 1.02      |
| 共通仮設費率に対する補正係数   | 1.02     | 1.03      |
| 現場管理費率に対する補正係数   | 1.03     | 1.05      |

なお、完全週休2日制の場合は、月単位の4週8休制の補正係数を用いることとする。

イ アにおける現場閉所日確保率は、以下の算式による。

$$\begin{aligned}
 &\text{現場閉所日} = \frac{\text{要領第6条に定める実施工程表により設定した現場閉所日のうち現場閉所した実績日数（※1）}}{\text{要領第6条に定める実施工程表により設定した現場閉所日の総日数（※2）}} \\
 &\text{確保率(\%)} = \frac{\text{現場閉所日}}{\text{現場閉所日の総日数（※2）}} \times 100\%
 \end{aligned}$$

※1 要領第3条に定める振替現場閉所日も含める。また、発注者の指示や緊急対応等により現場閉所ができなかった日についても、現場閉所した日とみなす。

※2 完全週休2日制の場合は、対象期間の土曜日、日曜日の総日数。  
月単位の4週8休制の場合は、対象期間の月単位で設定した28.5%（2／7）の総日数（2／7未満又は2／7を超えた現場閉所日は設定しないこと。）

附 則

この基準は、令和5年6月19日以降に工事起工を決議する週休2日制促進工事から適用する。

附 則

この基準は、令和6年4月1日以降に工事起工を決議する週休2日制促進工事から適用する。

附則

この基準は、令和7年5月1日以降に工事起工を決議する週休2日制促進工事から適用する。

(別表)

市場単価

| 名称               | 区分    | 現場閉所日確保率（100%以上） |           |
|------------------|-------|------------------|-----------|
|                  |       | 通期の4週8休制         | 月単位の4週8休制 |
| 鉄筋工（太径鉄筋を含む）     |       | 1.02             | 1.04      |
| 鉄筋工（ガス圧接）        |       | 1.02             | 1.03      |
| 防護柵設置工（ガードレール）   | 設置    | 1.00             | 1.01      |
|                  | 撤去    | 1.02             | 1.04      |
| 防護柵設置工（横断・転落防止柵） | 設置    | 1.02             | 1.04      |
|                  | 撤去    | 1.02             | 1.04      |
| 防護柵設置工（落石防護柵）    |       | 1.01             | 1.01      |
| 防護柵設置工（落石防止網）    |       | 1.01             | 1.02      |
| 防護柵設置工（ガードパイプ）   | 設置    | 1.00             | 1.01      |
|                  | 撤去    | 1.02             | 1.04      |
| 道路標識設置工          | 設置    | 1.00             | 1.01      |
|                  | 撤去・移設 | 1.02             | 1.03      |
| 道路付属物設置工         | 設置    | 1.01             | 1.01      |
|                  | 撤去    | 1.02             | 1.04      |
| 法面工              |       | 1.01             | 1.02      |
| 吹付砕工             |       | 1.01             | 1.03      |
| 軟弱地盤処理工          |       | 1.01             | 1.02      |
| 鉄筋挿入工（ロックボルト工）   |       | 1.02             | 1.03      |

なお、完全週休2日制の場合は、月単位の4週8休制の補正係数を用いることとする。